

日建協 2026 年政策提言書

2026 年 4 月

日本建設産業職員労働組合協議会

はじめに

国土交通省（以下：国交省）におかれましては、日頃より建設産業の構造的な問題の改善、継続的な発展にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

私たち日本建設産業職員労働組合協議会（以下：日建協）は 1954 年の結成以来、以下理念のもと、日々活動をしております。

- ・私たちは、建設産業を通じて社会に貢献する。
- ・私たちは、私たちの働く建設産業の健全な発展・魅力化をめざす。
- ・私たちは、働きがい生きがいある職場と、ゆとりと潤いある生活の実現をめざす。

日建協では、産業の魅力化や組合員の健康面の観点から、作業所における 4 週 8 閉所の推進、長時間労働の解消に重点をおいて活動しており、国交省の取り組みや各種施策とその思いは一致しているものと考えております。働く者にとって魅力ある産業になるために、建設産業に従事するすべての人が働きがいを感じられるよう、労働環境の改善に全力で取り組んでおります。

2024 年 4 月の時間外労働の上限規制の適用は、建設業従事者の働き方にとって大きな転換の契機となり、政労使が一体となった働き方改革の推進により、作業所の閉所状況及び時間外労働は改善傾向にあります。しかし、2025 年 4 月以降に着工した工事における閉所設定の鈍化や他産業と比較した年間出勤日数及び年間実労働時間が依然として高い水準にあるなど課題も存在しています。

これらの状況を改善するためには、建設業全体の生産性向上とあわせて、中長期的な担い手の育成・確保が不可欠となります。技能労働者の処遇改善に加え、社会全体においても建設業が「地域の守り手」の役割を果たしていけるよう持続可能な建設業とするための理解醸成が必要と考えます。今現在、建設産業で働く者、これから建設産業を担う者にとって働きがいのある、魅力ある産業となるよう、引き続き監督官庁としての指導力及び実行力を発揮していただきたい項目を提言書としてまとめました。

本提言には、国土交通省が既に取り組みを進めている内容も含まれておりますが、労働組合として特にお願いしたい項目について記載いたしました。本提言に対しご理解をいただくとともに、実現にむけて前向きなご対応を宜しくお願い申し上げます。

目次

提言 1.	建設産業の魅力向上にむけて	1
提言 2.	第三次・担い手 3 法の適正な運用にむけて	5
提言 3.	4 週 8 閉所 + α (年間休日取得 130 日以上) の実現にむけて	8
提言 4.	建設業における書類管理の効率化にむけて	12
提言 5.	インフラ分野の業務効率化にむけて	14
提言 6.	建設キャリアアップシステム (CCUS) のさらなる普及にむけて	16
提言 7.	働きやすい建設産業の実現にむけて	19
提言 8.	単身赴任者の帰宅旅費非課税化にむけて	22

※各グラフに出典の記載がないものはすべて日建協 2025 年作業所アンケートからの引用です。

【提言1】建設産業の魅力向上にむけて

・将来の建設産業の担い手確保にむけ、ブランディング戦略と実用性の強い建設業の魅力発信をお願いします。

※昨年度より継続要望

「建設業従事者数と全産業に占める割合の推移」(国交省資料より)によると、全産業における建設業従事者割合は、1996年(平成8年)の10.4%をピークに減少を続けており、高齢化の拡大と若い世代の人材確保難が同時に進行している厳しい状況です(図1-1、図1-2)。このような状況を踏まえ、日建協では、持続可能な建設産業にむけた担い手確保のため、そして、現在建設業に従事している職員の将来にわたる就業環境の確保の観点からも、建設業の魅力発信が重要であると考えています。

日建協で実施している作業所アンケートにおいて、担い手確保の広報活動について、土木作業所の91.2%、建築作業所の94.5%が「十分でないと感じる」、土木作業所の62.1%、建築作業所の67.2%が「見たことがない」と回答がありました(図1-3 図1-4)。2025年6月から7月にかけて実施された「第10回 魅力度ブランド調査」(株式会社電通PRコンサルティング)において、不動産・建設は20産業中18位となっており、建設業のブランド力・認知度が十分に高まっていない現状が示されています(図1-5)。「魅力の情報源」については、商品・サービスを購入などの「リアル」の体験が40.6ポイント、メディアの広告が33.5ポイントと上位になりました。将来の担い手確保、ブランド力・魅力の向上のためには、体験を通じた魅力発信とメディアを通じた情報発信強化が必要です。

品確法第31条(国民の関心及び理解の増進)に示されているとおり、建設業の魅力を官民が連携し魅力の発信を行い国民の関心を高め、担い手確保が進むよう現場見学などの体験の提供、メディアなどの実効性の高い取り組み実施をお願いします。特に、将来の担い手確保の方法として、進路決定前の小中学校教育における建設業の「リアル」に触れる体験を通じた建設業の魅力発信を推進いただきますようよろしくお願いします。

さらに、日建協で実施している時短アンケートにおいて、建設産業に魅力を感じる割合を調査したところ、外勤者の38.0%、内勤者の32.7%で魅力を感じていないとの回答がありました(図1-6)。第三次・担い手3法にある技能労働者への労務費の確保と行き渡りのための適切な価格転嫁とともに、総合評価落札方式における加点措置の継続など、建設業の魅力向上のため建設技術者の処遇改善にむけた環境整備を強く要望します。

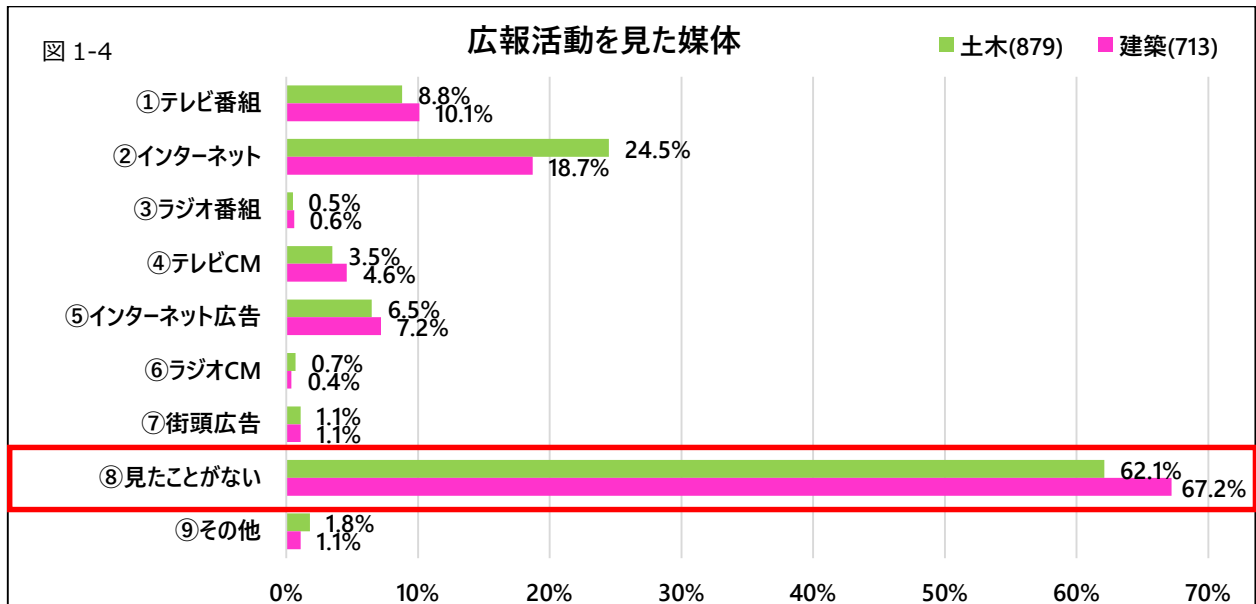
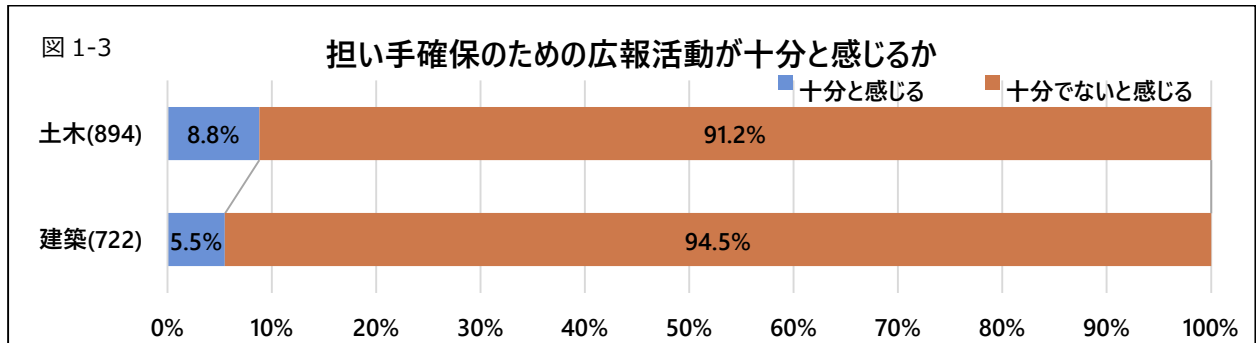
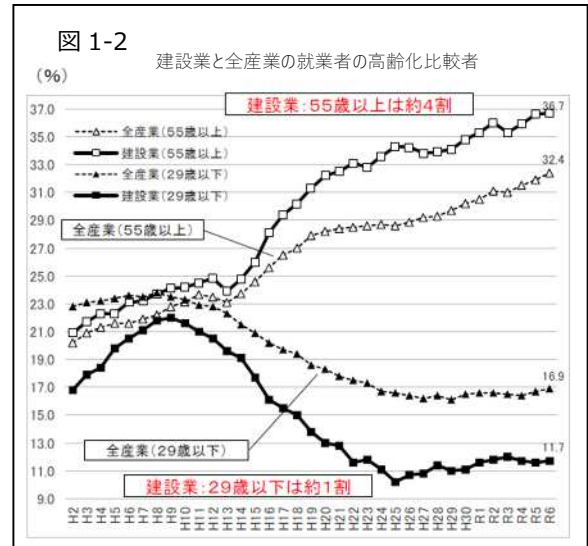
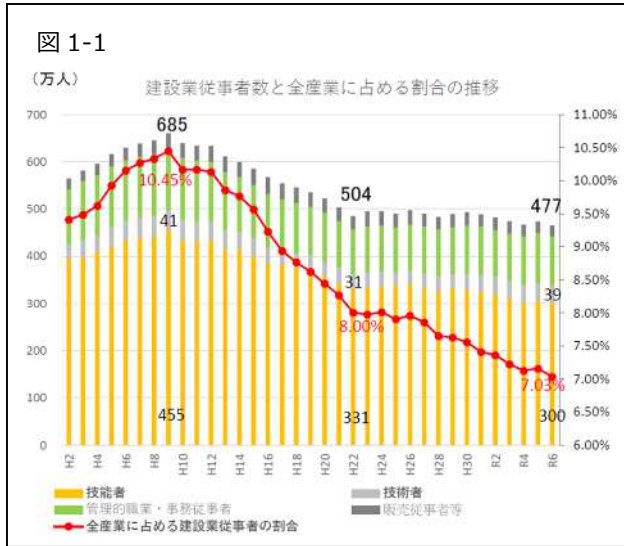
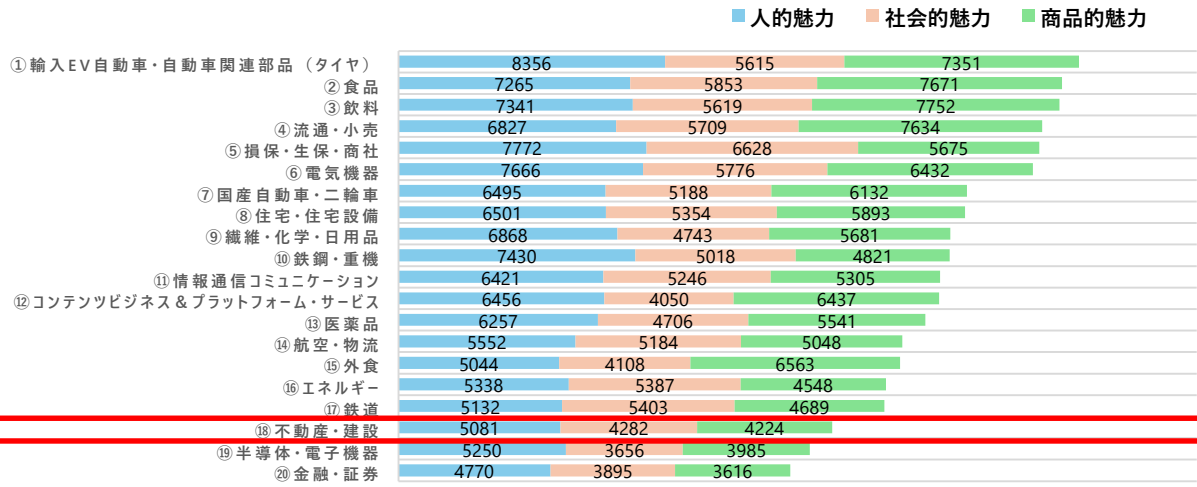


図 1-5

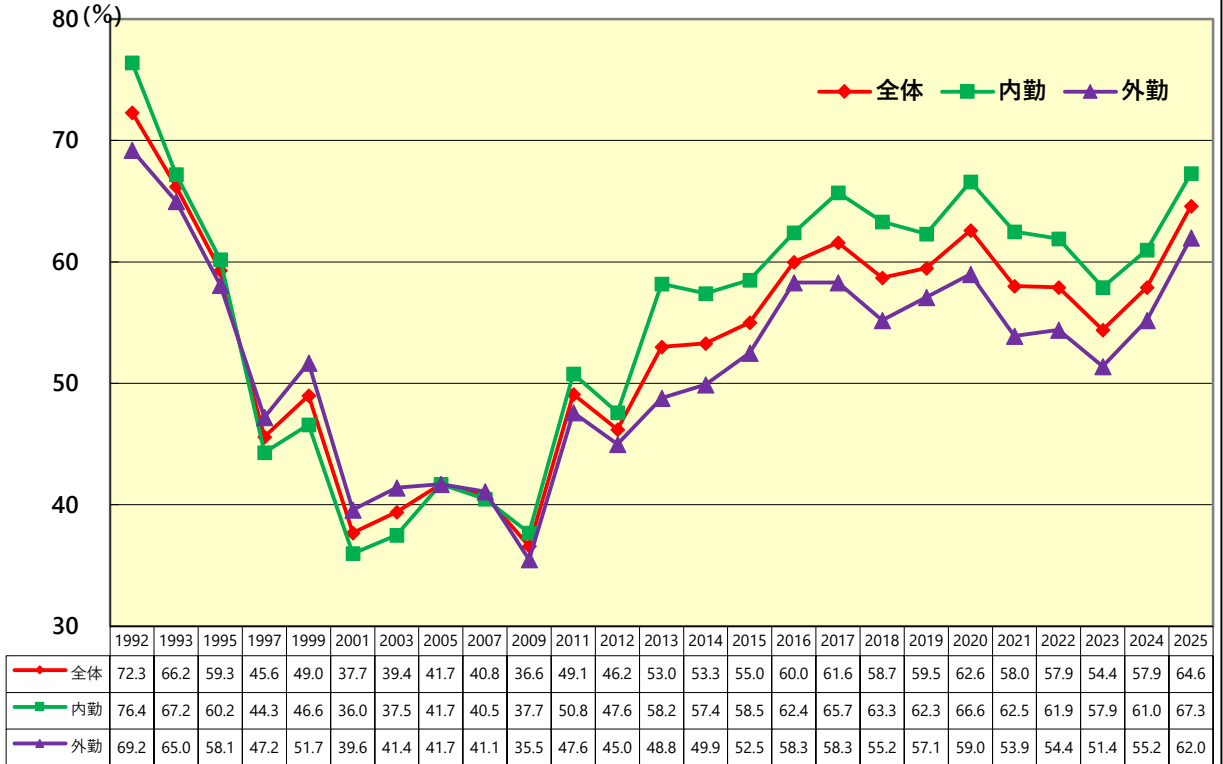
業界別 魅力度スコアランキング



出典：株式会社電通 PR コンサルティング「第 10 回魅力度ブランド調査」

図 1-6

建設産業に魅力を感じる割合の推移 (内外勤別)



出典：日建協「2025 年時短アンケート」

【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・ テレビで CM を流すゼネコンもあるが、最近の若年層はテレビを見ない傾向なので、義務教育課程の中に建設業に触れる機会を設ける必要があると感じる。教育を通じてクリーンなイメージや魅力を伝えられる機会を設けることが良いと思う。

（民間企業(建設業) / 住宅(賃貸・自家使用) / 30～34 歳）

- ・ 海外で工事した際、子どもたちの私を見る目がキラキラし、作業服を着て信号待ちをしていると敬礼されたこともあった。一方、日本で点検のためマンホールを出入りした際に、子連れ親子に「あなたも勉強しないと あんな風になるよ」と言われた。インフラ整備が子供の憧れの職種である海外のように、建設作業従事者に対する偏見をなくし建設業のイメージを向上させる広報活動を国に実施していただきたい。

（地方自治体(県・政令市) / 上下水道施設 / 45 歳～49 歳）

- ・ 長年、建設産業に携わってきたが、これからも建設産業が継続できる、魅力のある産業であって欲しい。自分たちのものづくりが社会基盤となる社会の骨格であり、自信がもてる業界であることを発信していただきたい。産業の魅力でなく賃金をアピールするだけでは一時的な外国人労務に頼っている状況から脱却できず、将来を担う人材は離れるばかりだと感じている。

（民間企業(不動産業) / 倉庫・物流施設 / 55 歳～59 歳）

【提言 2】第三次・担い手 3 法の適正な運用にむけて

- ・建設業従事者の長時間労働の常態化の解消にむけ、「工期に関する基準」に示されている適正な工期での契約の締結及び適切な工期変更ができるよう民間企業を含めた発注者へ強く働きかけをお願いします。
- ・建設業における労働環境の改善にむけ、「工期に関する基準」にある猛暑日など不稼働日が適正に遵守され、価格転嫁と適切な工期変更ができるよう民間企業を含めた発注者へ継続的な調査及び指導をお願いします。

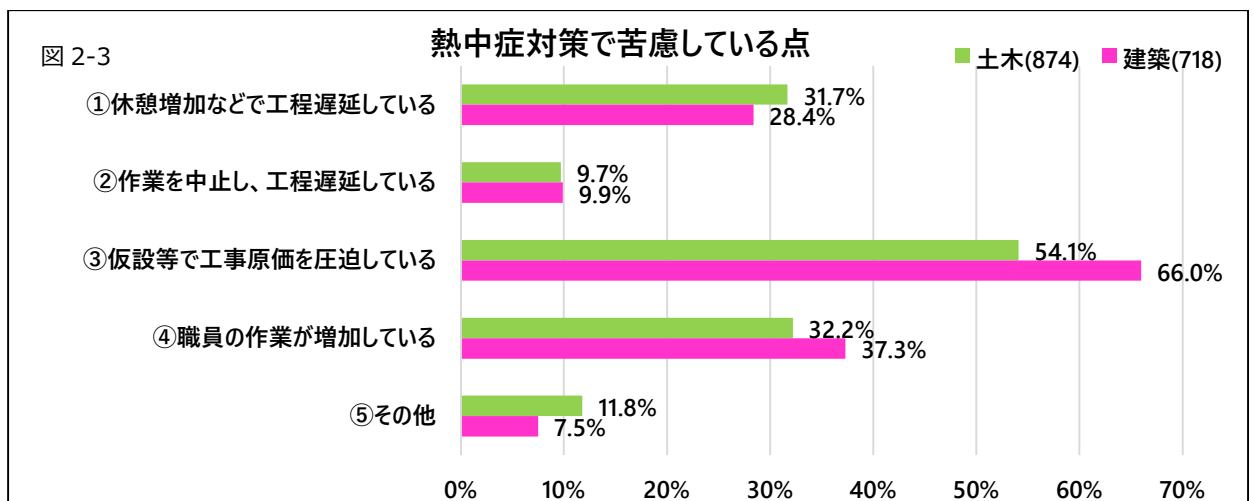
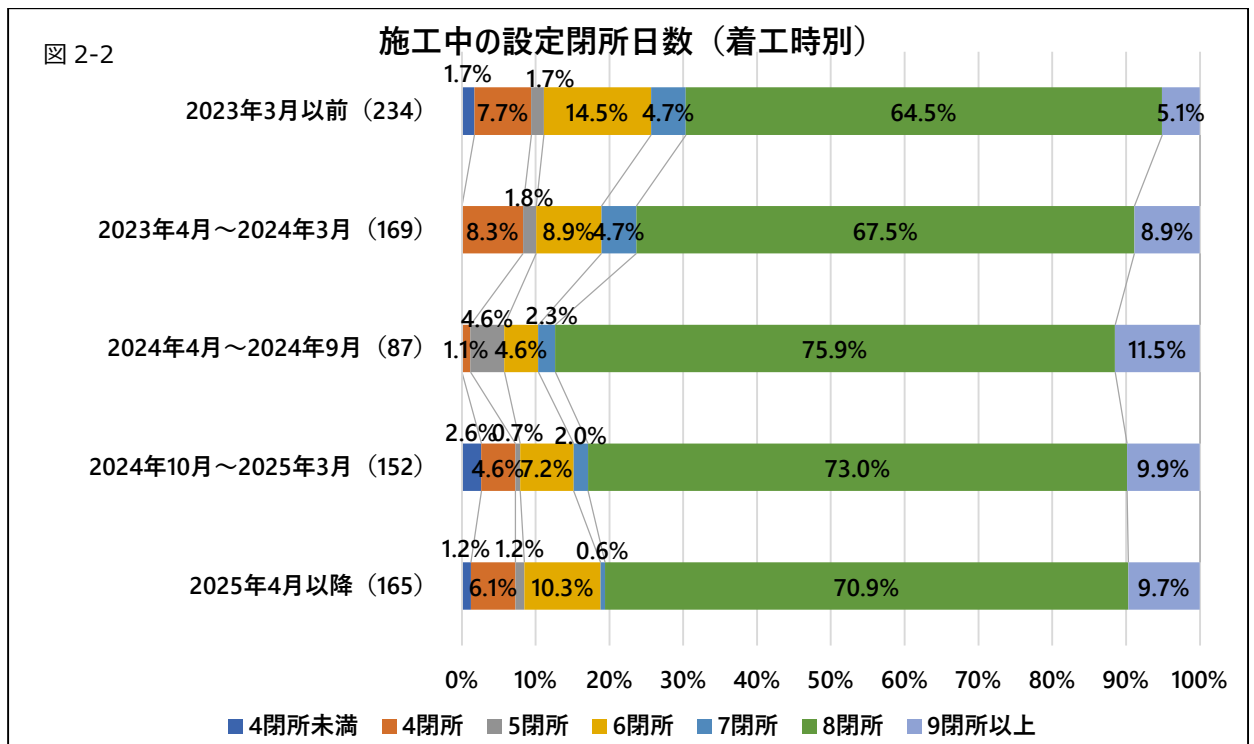
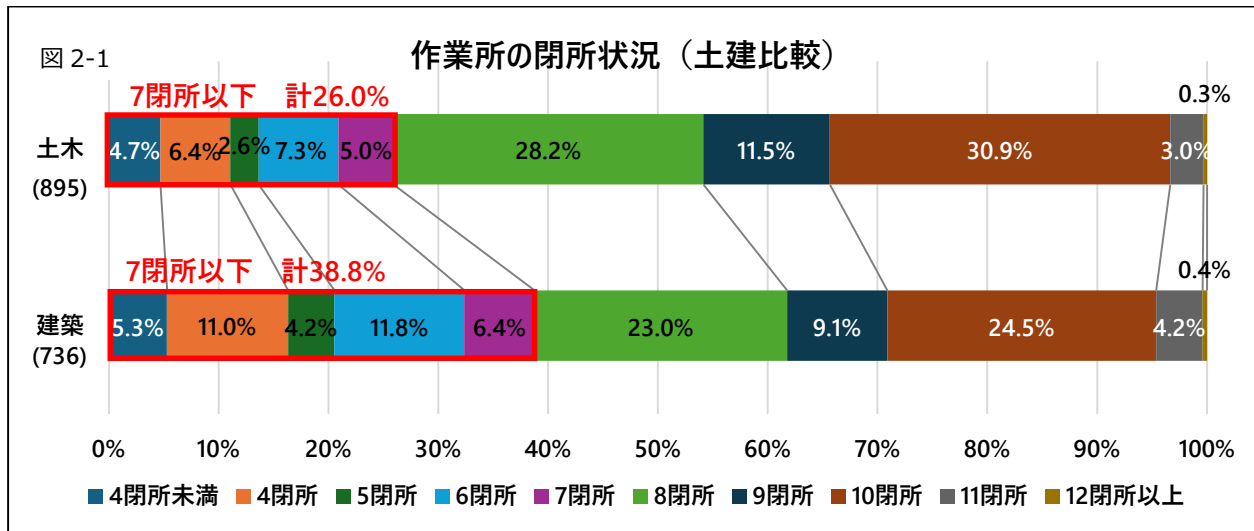
※昨年度より継続要望

2025 年 12 月に「第三次・担い手 3 法（2024 年改正）」（品確法および建設業法・入契法）が全面施行され、著しく短い工期による契約締結が禁止されるなど、工期ダンピング防止が強化されました。これにより、違反した受注者に対しては、国土交通大臣による指導・監督処分が行われることとなりました。

2025 年 9 月（土日 8 日、祝日 2 日）を対象月として実施した日建協 2025 年作業所アンケートでは、土木工事のうち 26.0%、建築工事のうち 38.8%の作業所では 7 閉所以下となっている実態が明らかとなりました（図 2-1）。土木作業所における着工年ごとの設定閉所数を見ると、2023 年 3 月以前着工工事では 8 閉所以上が 69.6%、2024 年 4 月～9 月着工工事では 87.4%と閉所率改善が見られたものの、2025 年 4 月以降着工工事では、80.6%となり閉所の取り組みが後退している状況がうかがえます（図 2-2）。

また、労働環境における課題として近年注目が高まる熱中症対策については、建設業従事者の健康と生命が守られる各施策の周知徹底をお願いします。国土交通省において実施されている 2025 年 12 月に発表された「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」などを通じ「工期に関する基準」に記載のある工期全般にわたって考慮すべき事項が確実に実施されることと併せて、建設業各社における熱中症対策に対する適切な価格転嫁と適正工期の確保が確実に実行されるよう民間発注者を含めた発注者に対し調査及び指導をお願いします（図 2-3）。

改正品確法第 7 条(発注者の責務)において、適正工期の確保は公共発注者の責務と追記されました。国交省におかれましては、様々な機会でご周知いただいておりますが、公共発注者のみならず適正な工期・価格での契約の締結及び適切な変更ができるよう民間企業を含めた発注者に対し、担い手 3 法の実効性確保にむけた継続的な調査・指導及び強い働きかけをお願いします。併せて実効性確保の観点から、「工期に関する基準」を改正し民間発注者を含めた発注者に適用できるように法制度の整備を強く要望します。



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・建設産業で国交省直轄工事に関しては、労働環境改善には大きく進展されていると感じる。そのような取り組みを民間企業についても契約内容含め同一の考え方で工事を進めることができるよう、法律整備に関与していただきたい。

（民間企業(不動産業) / リニア関連 / 55歳～59歳）

- ・民間発注者の場合、単価や歩掛が独自のものが多く、情報の不均衡の解消のためにも積極的に開示をしてほしい。公表単価より著しく低く設定されている単価もあり、変更契約をすると受注者側が確実に不利益になる場合がある。長期の工事の場合、設計図書に脱漏など受注者の責によらない場合であっても、変更契約締結が工期末になり、受注者側が資金を立替えていることが多い。公共事業における、設計照査や3者会議のような取り組みが民間発注者にも広がって欲しい。

（民間公益企業(鉄道) / リニア関連 / 55歳～59歳）

- ・夏の時期の気温が一昔前に比べてかなり高くなっている。各現場における熱中症対策にも限界がある。特に日の当たる現場については「最高気温が〇度以上の予報が出た際は現場を閉所する」などの対策を行っていただきたい。

（民間公益企業(道路) / 道路(改良) / 55歳～59歳）

- ・熱中症や休日取得促進など処遇改善の多くの施策が実施されているが、強制力がなく確実性に乏しい部分が多いと感じる。熱中症の場合は、罰則を科すとのことで各社が本腰を入れて対策を取ったと思うので、各種施策についても法的な強制力をつけても良いと感じた。

（民間企業(外資) / イベント施設 / 40歳～44歳）

【提言3】4週8閉所+α（年間休日取得130日以上）の実現にむけて

- ・年間休日取得130以上の取得にむけ、「工期に関する基準」にある休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）が確実に取得できるよう、祝日などの閉所を考慮した工期設定での工事発注をお願いします。
- ※昨年度より継続要望

国土交通省におかれましては、「働き方改革実行計画」に示された建設業における週休2日の推進などの休日確保にむけた様々な取り組みを行っていただきました。2026年度からは、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現にむけ、多様な働き方の各種施策が実施されることに深く感謝いたします。

2024年から建設業にも適用された時間外労働の上限規制などを背景に、建設業の働き方は大きく改善しましたが、他産業と比較するとさらに改善を進めるべき状況にあります。厚生労働省が実施している毎月勤労統計調査全国調査によると、2025年においては建設業の産業別総労働時間数は1,933.9時間で前年と比較し24.7時間改善しているものの、調査産業計と比較すると84.5時間多く、産業別年間総出勤日数も226.7日と調査産業計と比較し4.6日多い状態にあります。建設業従事者の処遇改善、将来の担い手確保のためにも、労働時間の削減、休日取得の促進の取り組みは継続的に実施される必要があります（図3-1、図3-2）。

作業所アンケートでは各年9月の閉所及び休日取得状況を調査しています。対象月（土日8日、祝日2日）における土日の8閉所以上実施できた作業所は、土木工事では73.9%、建築工事では61.2%、閉所が10日以上実施できた割合は、土木工事では34.3%、建築工事では29.1%でした（図3-3）。一方で、祝日の閉所状況に目をむけると土木では46.3%、建築で40.2%の作業所において祝日は全く閉所ができていないという結果となりました（図3-4）。対象月（土日8日、祝日2日）に10日以上の日が取得できた割合は土木工事で41.8%、建築工事では34.7%となり、「工期に関する基準」にある公共工事に従事する者の休日に到達してはならず、さらなる改善が必要な状況であることが見てとれます（図3-5）。2025日建協時短アンケートの調査では、過労死ラインと言われる80時間以上の時間外労働を行った組合員は、外勤勤務者の5.6%存在しており建設作業所における過重労働に課題があります。

2026年は土日・祝日が121日、年末年始及び夏季休暇を加えると130日の休日数となります。日建協は、建設産業従事者の定着や将来の担い手確保のため、他産業と比較し建設産業の労働環境に魅力が必要と考えます。建設業従事者の労働条件改善にむけて、「工期に関する基準」に記述のある「公共工事に従事する者の休日」が確実に取得できるよう公共発注においては、規範を示していただき、年間130日以上の日が取得ができる4週8閉所+αの実現にむけ、地方自治体や民間発注の建設作業所でも月単位の週休2日+αが実現され価格転嫁と適正工期確保ができるよう強い働きかけをお願いします。

【参考】「工期に関する基準」より

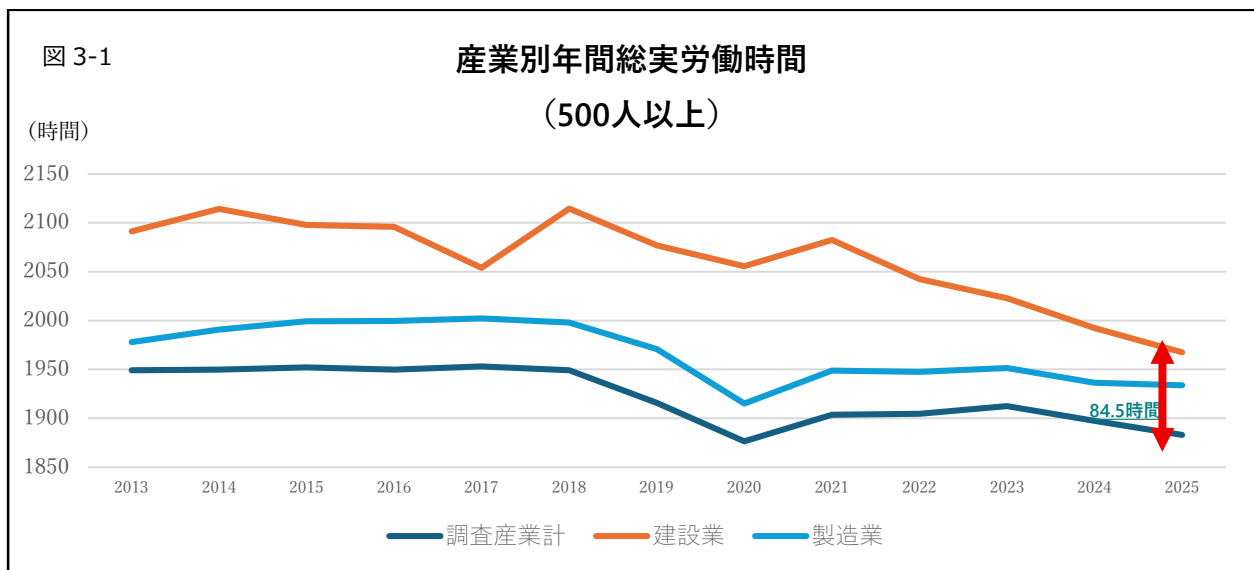
(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方-

(ii) 公共工事における基本的な考え方

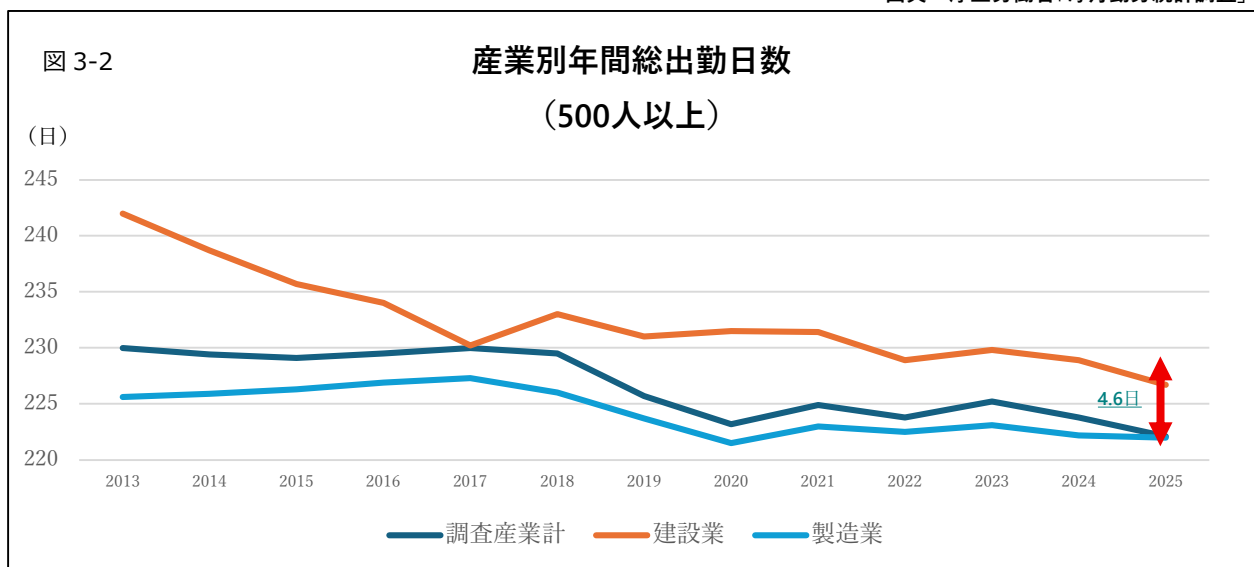
- 工期の設定について(発注者の責務として、適切に考慮する事項)

・ **公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)**

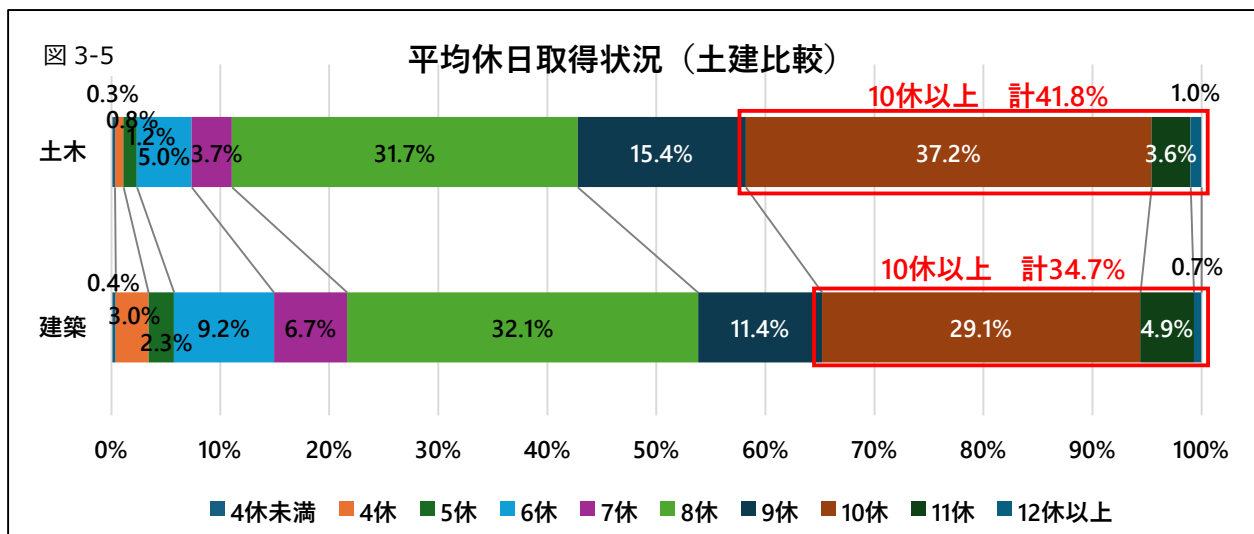
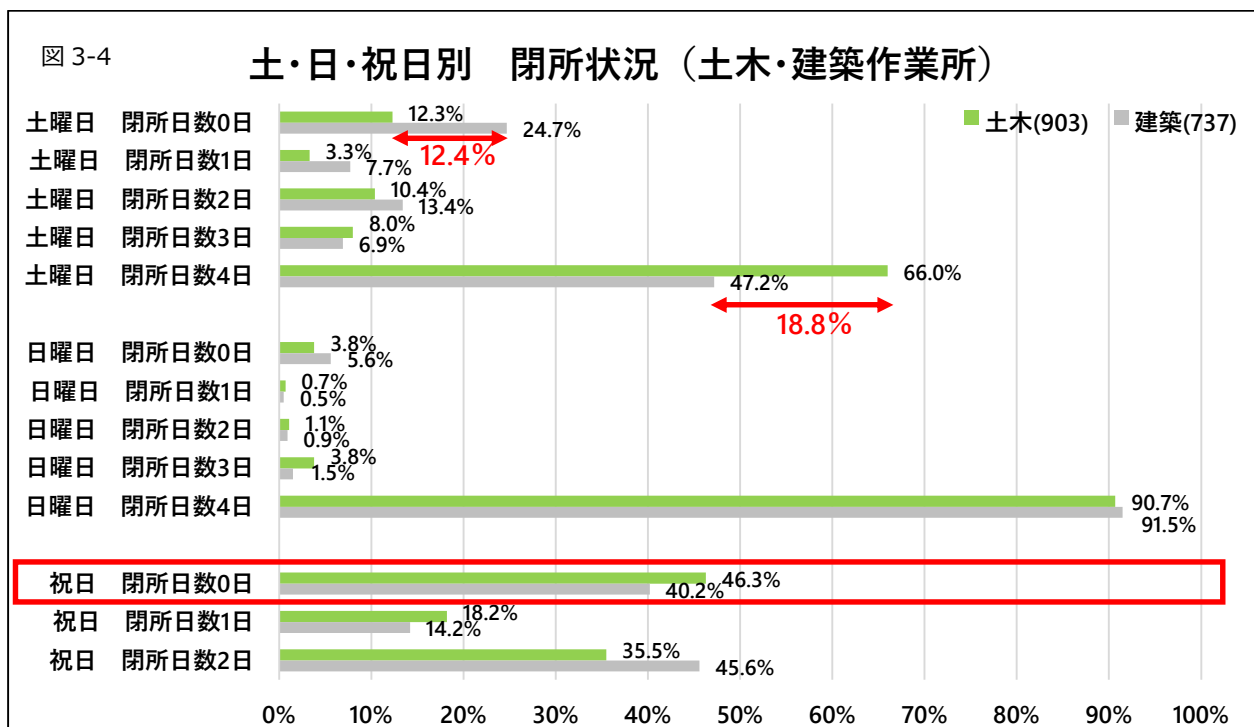
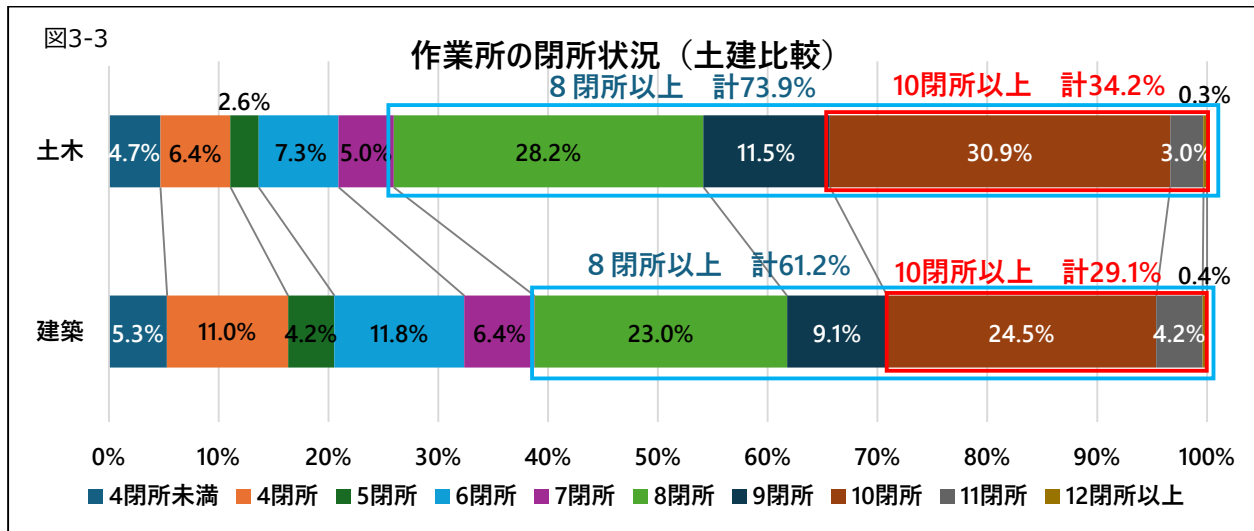
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- ・ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間
- ・ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・ 公共工事と民間工事、土木工事と建築工事で土休取得に対する考え方が大きく異なるため、国主導による業界全体で休暇を取る取り組みが重要。4週8休ではなく完全週休2日および完全祝日休暇に加えて有給休暇の取りやすさなど休みやすい環境を整える必要がある。

（国土交通省 / 道路(新設) / 55歳～59歳）

- ・ 建設産業全体での土曜日、祝日作業の中止を早急に進めて欲しい。土曜日閉所が定着してきているが、ここに来るまでに何十年もかかっていると感じる。若い世代は賃金より休みが欲しいとの意見も多く担い手確保を進めるため、強制力のある進め方をしないと業界の衰退が懸念される。国には、今からの世代が積極的に働ける条件や環境を本気で早期に取り組んで欲しい。

（民間企業(製造業) / スポーツ施設・体育館 / 55歳～59歳）

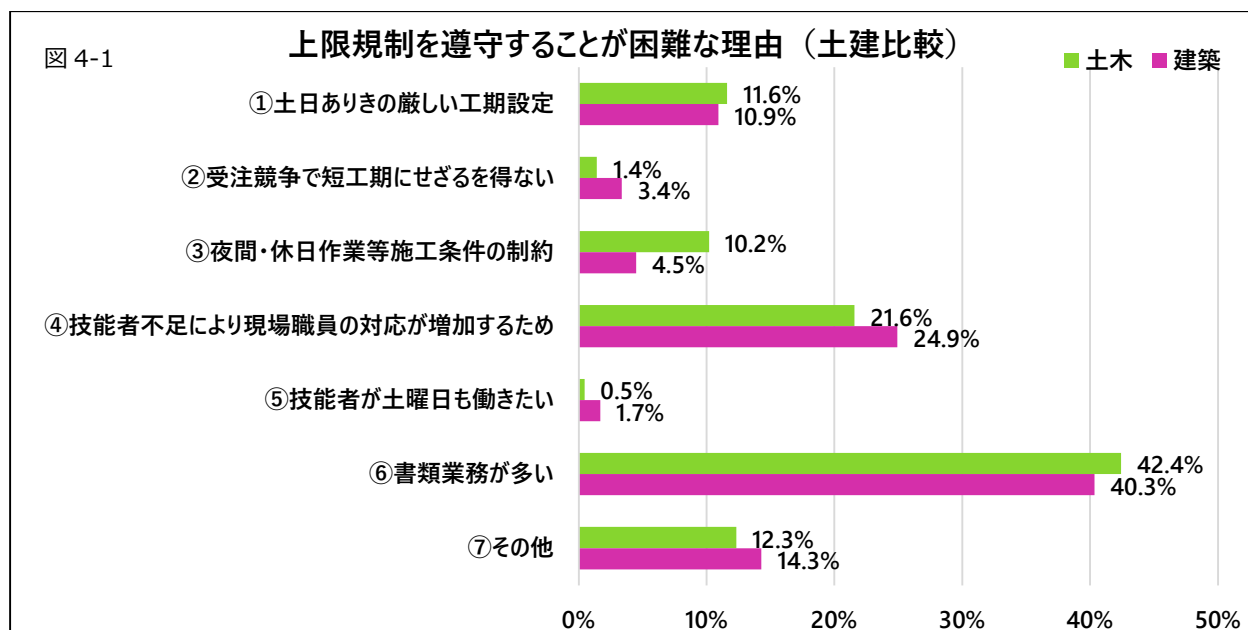
【提言4】建設業における書類管理の効率化にむけて

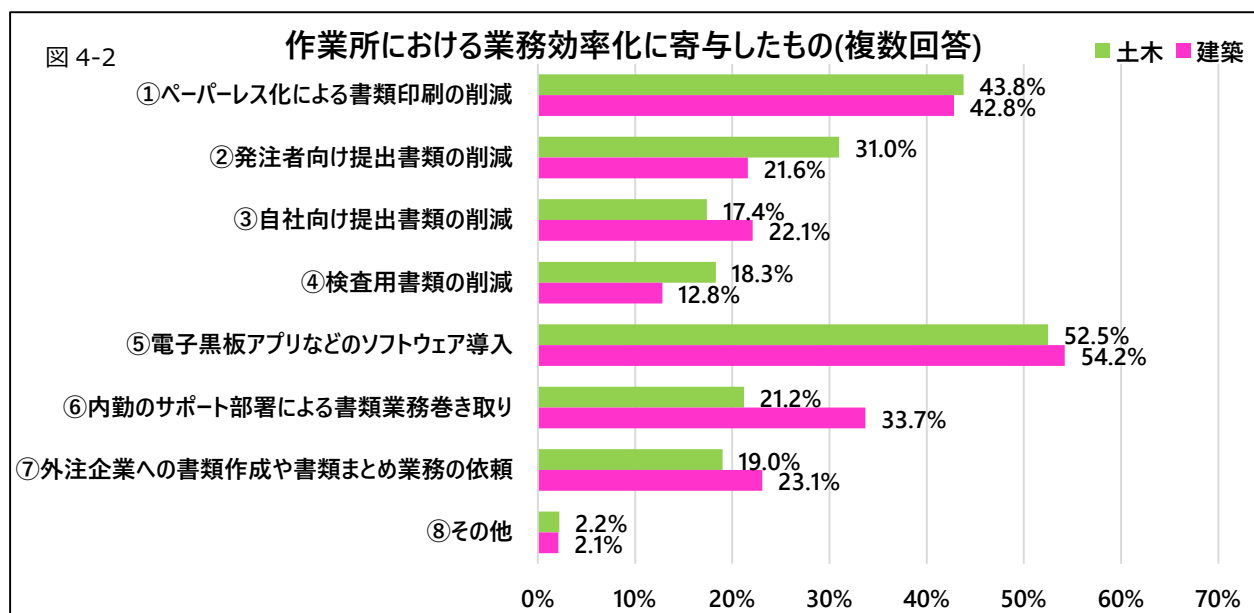
- ・ i-Construction 2.0 がめざすデジタル化・ペーパーレス化を推進し、建設業における書類管理の効率化の取り組みをお願いします。
- ・ 公共工事において各地方整備局、都道府県及び地方公共団体の発注者ごとに異なる書類の共通フォーマット化の実施や検査書類限定型工事の普及などの業務効率化の取り組みをお願いします。

国交省におかれましては、2025年3月に「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」の更新を実施され、ASP（情報共有システム）を活用した書類管理の効率化を推進されています。国土交通省の各整備局では、受発注者双方の働き方改革の推進を目的とした「土木工事電子書類スリム化ガイド」などのガイドラインを独自に策定・運用し、書類管理の効率化を推進していただいております。

作業所アンケートでは、「時間外労働の上限規制を遵守することが困難な理由」について確認しています。中でも、「書類業務が多い」と回答をした作業所は、土木作業所で42.4%、建築作業所で40.3%と特に回答が多く、建設作業所の働き方改革のためには、書類業務の効率化が不可欠となっています（図4-1、図4-2）。ASPを活用した書類効率化の取り組みは国交省港湾局や都道府県などの官公庁をはじめ、独立行政法人であるJRTTなどの民間企業の発注者にも広がりを見せております。国土交通省においては、i-Construction 2.0 がめざすオートメーション化の実現や現場管理のさらなる効率化にむけて、デジタル化・ペーパーレス化の推進をお願いします。

また、書類削減の取り組みは、官公庁・民間発注者の働き方改革にも寄与するものと考えます。各整備局や地方自治体で発注される工事における仕様書などの共通フォーマットの普及、国土交通省の施策として実施されている検査書類限定型工事などの効率化に寄与した好事例を一つの整備局にとどまらず全国の官公庁・民間発注者に展開していただきますよう、強く要望します。





【組合員の声】(発注者/用途/回答者年齢)

- ・作成する大半の書類は通常業務の中で発注者へ提出する書類である。各現場・担当監督員が求めるレベルによって、受注者側が書類準備に要する時間が異なる。検査時の書類簡素化は進んでいると思うが、通常業務の中で、作成すべき書類のレベルや種類など基準の統一も必要と感じる。

(国土交通省 / 道路(新設) / 30~34歳)

- ・書類の簡素化及び完全電子化を推進してほしい。各発注者で異なる仕様を統一していただきたい。

(地方自治体 / その他(土木) / 29歳以下)

- ・工事打合せ簿書類・中間検査・竣工検査書類の大幅削減及び項目の精査が必要だと考える。無駄な提出書類の作成や工事評定で高点数を取る為に検査書類を大残業して必死で作成するなど過去の悪しき習慣が続いている。建設業界を変えていくには発注者が思い切った改革をしなければ絶対に変わらない。BIM/CIMやAI、情報化の発達により30年前よりは改善されているが簡素化になっていないのが現状。

(民間公益企業(道路) / その他(土木) / 45歳~49歳)

【提言5】 インフラ分野の業務効率化にむけて

・ i-Construction 2.0 の実現にむけて建設業のさらなる自動化・業務効率化をお願いします。

【土木】 オートメーション化の推進及び AI を活用した業務効率化の推進をお願いします。

【建築】 施工計画へ BIM データの速やかな連携のため確認申請時の CDE 整備をお願いします。

・ PCa 化などの省人化施工の普及・拡大や補助を実施し、省人化・省力化の取り組みの推進をお願いします。

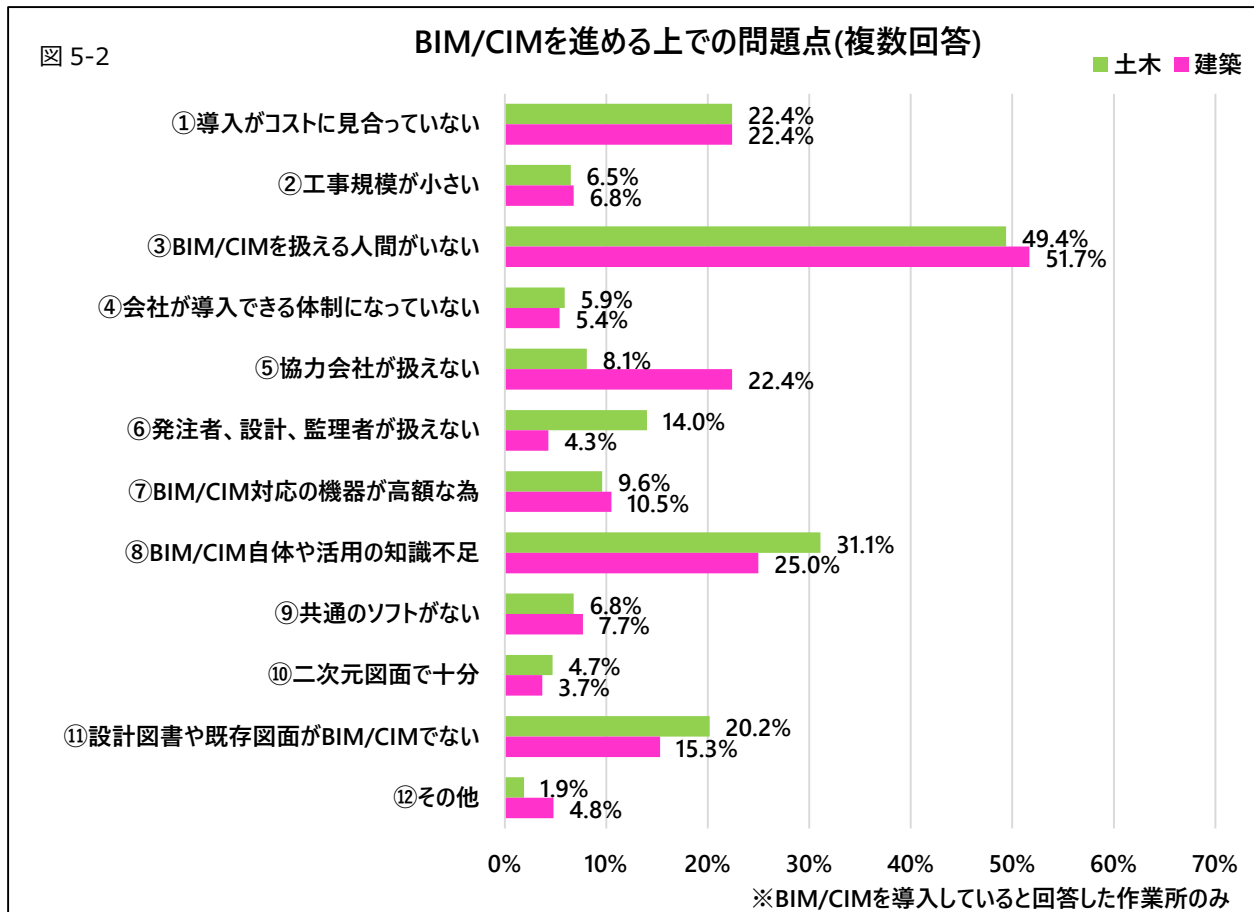
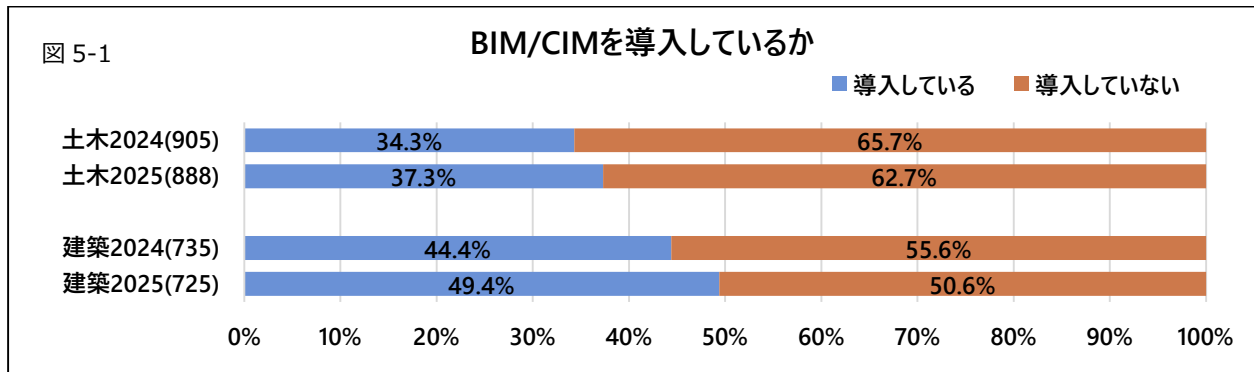
※昨年度より継続要望

第三次・担い手3法における特定建設業者・公共工事受注者のICT活用による現場管理を努力義務化にあわせて国交省では2040年までに少なくとも省人化3割、生産性1.5倍を目指すi-Construction2.0の取り組みが進められています。

2025年12月のi-Construction・インフラDX推進コンソーシアム企画委員会が開催され、インフラ分野のDXの取組とAIの徹底活用が議論されました。土木工事において、BIM/CIMデータ・測量データが集積されAIによるマルチモーダル（2つ以上の異なる情報形式をAIが同時に処理・統合）な基盤として構築、活用が徹底され、国交省にて進められるi-Construction2.0の確かな実現のため各種施策を着実に推進していただくとともに、i-Construction2.0にむけた、施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の確かな推進をお願いします。

建築工事においては2026年4月より建築確認申請手続において「BIM 図面審査」が開始されました。建築確認申請手続で使用されるBIM/CIMデータがCDE（共通データ環境）にて3Dモデル（BIM/CIM）、仕様書などの全データが施工図面として元請に引き渡され、設計・確認申請・施工管理・維持管理のサイクルにて設計情報が活用されるための環境整備をお願いします。また、2050年までにカーボンニュートラルを目指す政府の方針にあわせて、住宅・建築物分野の脱炭素化など国土交通省が進めるGX（LCCo2削減・脱炭素化等の推進）の施策においても、BIM利用は不可欠です。BIM/CIMの導入については、作業所アンケートにおいて土木工事で37.3%、建築工事で49.4%と建設作業所での普及が伸び悩んでいる状況です（図5-1）。BIM/CIMのさらなる普及拡大にむけて、導入に積極的な設計事務所・建設業者に対して、インセンティブ（優遇措置）の提供による後押しをお願いします。2029年にBIMデータ審査が開始され本格的なBIM/CIMの活用が進むことにより、建設業におけるデジタル人材の確保・育成が必要となります。建設産業への関心を高め、将来の担い手確保に寄与するためにも、国として義務教育段階においてBIM/CIMに触れる機会を作るなどの普及拡大をお願いします（図5-2）。

第三次・担い手3法のうち、「持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務」であることを背景に、品確法第7条（発注者等の責務）において、価格だけではなく生産性なども考慮し「必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」とあります。PCa化などの省人化施工の普及拡大のため、生産性の高い技術の導入が価格によって妨げられないよう、引き続き取り組みを進めていただきますようお願いいたします。



【組合員の声】(発注者/用途/回答者年齢)

- ・建設業全体のITリテラシーの低さが問題であると感じる。ITリテラシーを土木・建築系の国家資格に盛り込み向上を図るべきだ。現在の状況は、BIM・CIMを推進しているが、扱える人間不足や利用や作成に大変時間が掛かり働き方改革と真逆の効果となる場合も多い。

(地方自治体(県・政令市) / 上下水道施設 / 35歳~39歳)

- ・将来の担い手確保には学生のうちから「新3K」を体験することが必要と考えます。希望としてはBIM/CIMで最先端の現場技術を体験させ、「スマートで知的」な未来像と明確なキャリアパスを示すことが必要になると感じます。

(地方自治体 / その他(土木) / 29歳以下)

【提言6】建設キャリアアップシステム（CCUS）のさらなる普及にむけて

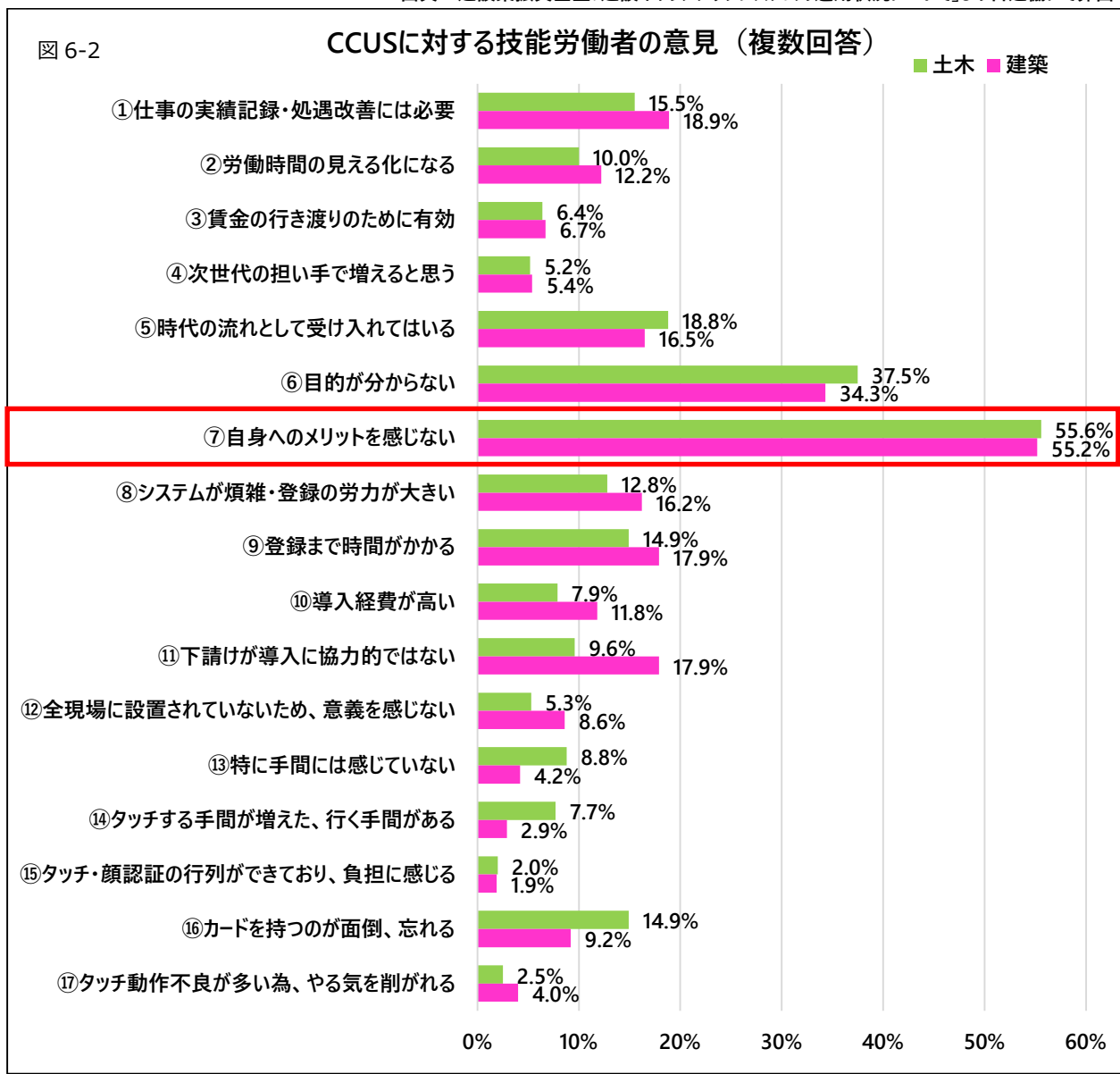
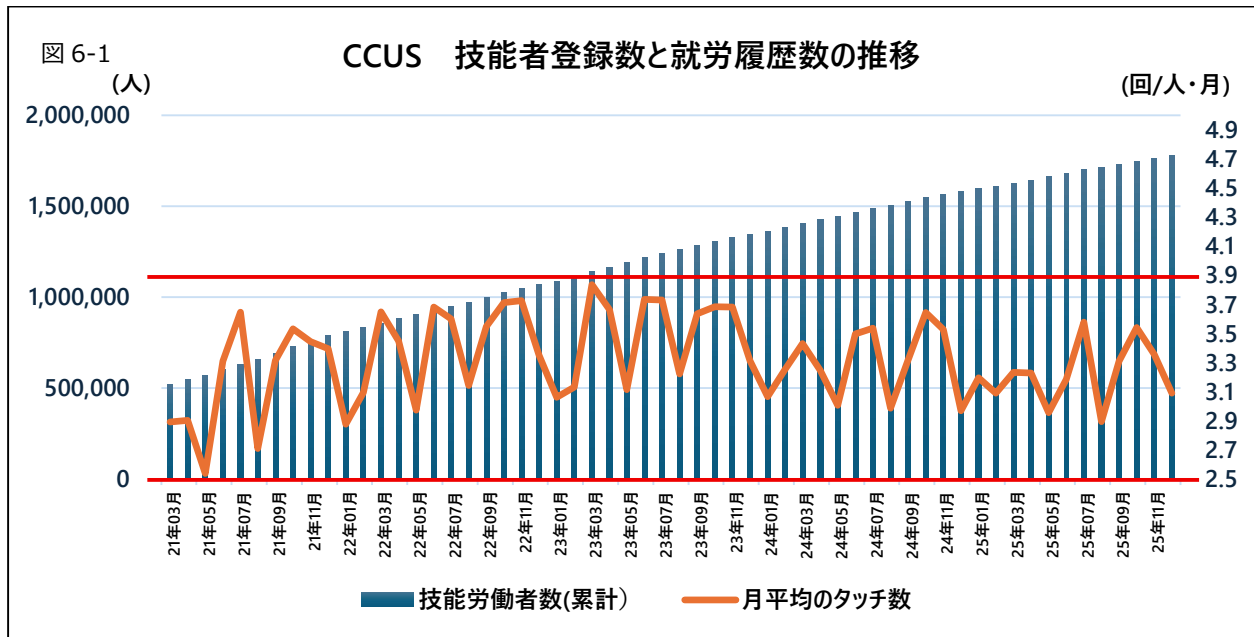
・CCUS のさらなる普及にむけて、メリットの拡充及び利便性の向上にむけたシステムの充実をお願いします。

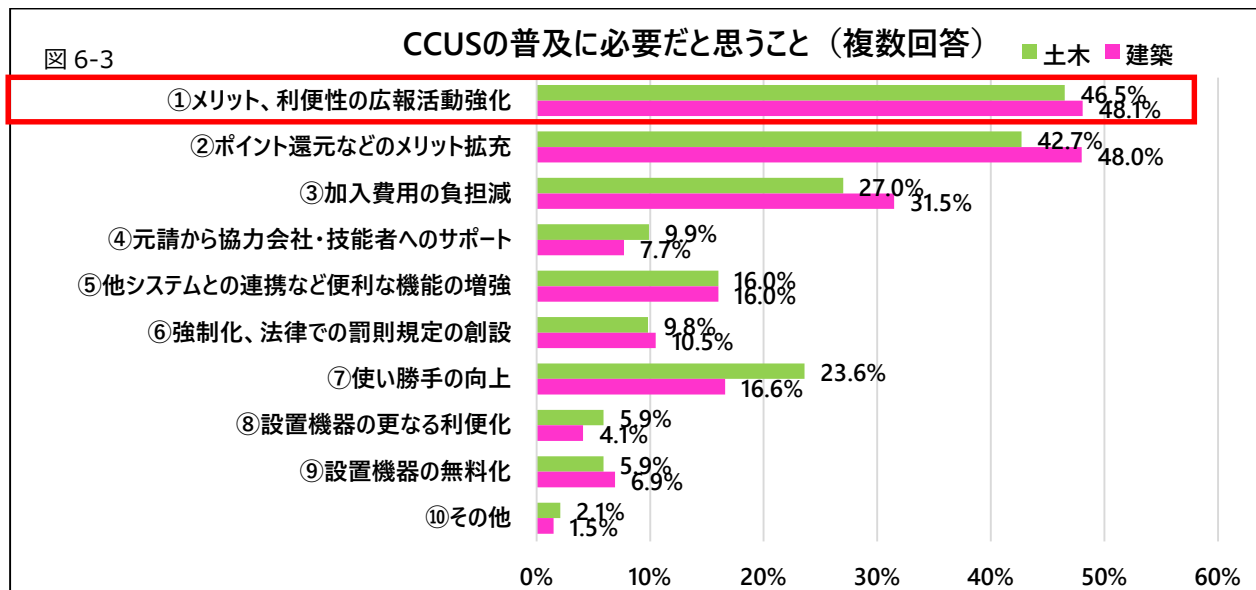
※昨年度より継続要望

2025年12月に実施が勧告された「労務費に関する基準」では、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）レベル別年収」に基づき、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指すこととされています。技能労働者が「労務費に関する基準」における適正な賃金（メリット）を得るためには、ひとり一人の就業実績が着実に蓄積され、レベル判定による技能の公正な評価がなされることが必須となります。

一般財団法人 建設業振興基金（以下、建設業振興基金）が毎月公表をしている「建設キャリアアップシステムの運用状況について」によると、2019年の運用開始以降後、登録技能労働者数は増加し2025年末時点で177万人となりました。しかし、2025年末時点の能力評価判定件数は144,540人と登録者数の8%に止まり、2026年2月末のレベル別技能者数（1,801,499人）の内訳では、レベル4が3.6%（64,295人）、レベル3が2.1%（38,449人）、レベル2が2.3%（41,745人）、レベル1が92.0%（1,657,010人）となっています。就業履歴数を累計技能者登録数で割った月平均の就業履歴数（タッチ数）を計算すると、一人あたり月3.0～3.9回で推移し、レベル判定に必要な就業履歴の蓄積に課題があることが推察されます（図6-1）。国交省におかれましては、2026年7月に公布される経営事項審査の改定において、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を実施した企業に対する加点措置を進めるなど、CCUS技能者の能力評価や処遇改善や、CCUSの普及拡大にむけた取り組みに感謝いたします。「労務費に関する基準」の検討過程の際において、議論をされた請負契約時のコミットメント条項などによるの労務費の行き渡りを確保する施策について、導入企業に対するインセンティブ提供の付与や、労務費ダンピング防止にむけた適切な価格転嫁の適切な実施を通じ、CCUS制度の定着・発展を進めていただきますようお願いいたします。2024年11月には、CCUS登録技能者むけスマートフォンアプリ「建キャリア」がリリースされ、利便性やメリットの拡充が進むなか、国交省におかれましては、携帯義務のある資格者証がアプリに統合などのさらなる利便性向上にむけた法整備をお願いします。

最後に、作業所アンケート「CCUSに対する技能労働者の意見」において、土木工事で55.6%、建築工事で55.2%「自身へのメリットを感じられない」と回答しています（図6-2）。また、「CCUSの普及に必要だと思うこと」においても、土木工事で46.5%、建築工事で48.1%が、「メリット・利便性の広報活動強化」と回答しています（図6-3）。「労務費に関する基準」に基づく適正な賃金の支払いの実効性確保と併せてあわせて、CCUSの運営管理を担う行う建設業振興基金と国によるが連携した普及・広報活動は必要不可欠です。将来的には、広くCCUSカードを持つ保有することが、高い技術力と倫理観を持った備えた技能者の証と日本国民に周知となる認識されるよう、広報・周知活動及び取り組みをお願いいたします。





【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・技能職の方はある一定の年齢になると給与が頭打ちとなる傾向にあるため、CCUS により職務経歴を記録し、評価に加えるなど待遇面での改善も人材の定着では必要かと思われる。

（その他中央官庁 / 上下水道施設 / 30～34 歳）

- ・業界全体（職人から発注者まで）の社会的地位と賃金の向上が必要。週休 2 日の中で家族を養っていけるほどの収入を得ている普通作業員は少なく、そのため若手作業員の数が少なくなっている。屋外作業が多く、疲労が蓄積しやすい仕事なのに、低賃金では就労出来ない。週休 2 日も実施されていない協力会社も多い。官庁工事については、休日が確保されている場合が多いが、民間発注工事は確保されていないように感じる。

（民間企業(工場・プラント) / 港湾 / 50 歳～54 歳）

【提言7】働きやすい建設産業の実現に向けて

・新4Kの実現にむけ、改正育児・介護休業法及び次世代育成支援推進法などが適正に遵守され、建設産業の従事者が希望を持って働くための監督・指導をお願いします。

※新規要望

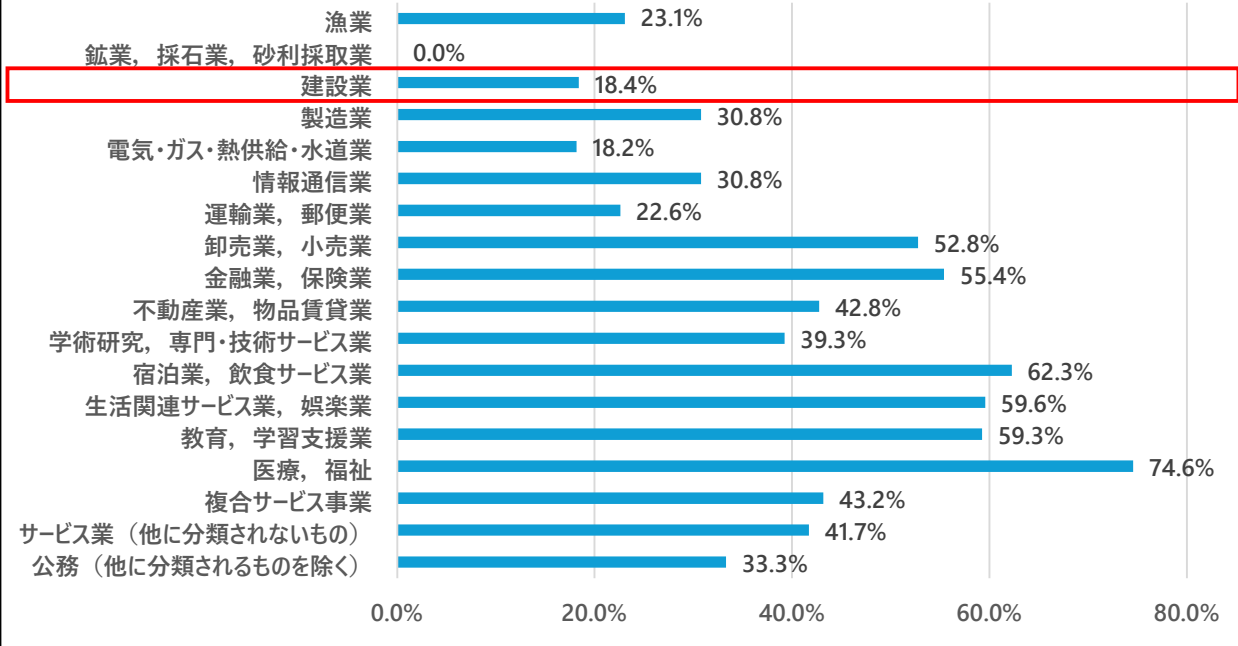
2025年11月に閣議決定された日本成長戦略本部の設置に際し、官民連携による戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品・サービス及びインフラを提供することにより、さらなる我が国経済の成長を実現するとの目標が掲げられました。また、分野横断的課題への対応として、介護や育児などを理由にキャリアをあきらめることのない環境整備が目標として位置づけられています。2025年4月より段階的に施行された改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法により、事業主が選択した措置について、労働者への個別周知や意向確認など、柔軟な働き方を実現するための対応が事業主の義務となりました。

監理技術者制度運用マニュアルでは、出産・育児・介護を理由とした一時交代に関する規定が設けられていますが、十分に浸透しているとは言い難い現状です。2025年に実施した各整備局と日建協の意見交換会において、産後パパ育休の取得に伴う監理技術者の一時交代について事前質問で確認したところ、1整備局において実施事例がありました。育児や介護を担いながらも働き続けられる建設産業とするためには、官民が連携して取り組むことが必要です。また、有期・現地一品生産の特徴を持つ建設業では、発注・契約・工事開始の期間が短いため現場勤務を行う技術者が、単身赴任を含む、急な異動を余儀なくされています。「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」に記載のある「工事余裕期間制度」は公共発注工事では一般的となりつつあり、日建協加盟組合員からは、現場技術者の負担軽減に効果があったとの声があります。国交省におかれましては、建設業従事者が改正育児・介護休業法の制度を適切に享受できるよう、監理技術者制度運用マニュアル運用の明確化などを通じ、建設業者への監督・指導による施策の実効力強化、地方自治体や民間発注に対する働きかけの強化もお願いいたします。

また、2025年の総務省における労働力調査において、各産業の従事者に占める女性比率を比較すると、建設業は3番目に低い水準にあり、女性活躍推進の余地が大きく残されています（図7-1）。女性の坑内作業については、2007年の労働基準法改正により女性技術者に関する規制が緩和されましたが、女性特有の課題への配慮や安全確保を前提として、近年増加している重機・機械の操作担当（オペレーター）に関する規制緩和や技能労働者も含めた産業全体の課題として検討をお願いします。さらに、時短アンケートにおいて、土木作業所での女性の配員状況をみると、79.6%の作業所で女性職員が0人となっており、女性技術者の現場での活躍についても改善の余地が大きい状況です（図7-2、図7-3）。国交省におかれましては、経営事項審査において、ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況の評価項目を新設するなど各種施策を進めていただいておりますが、女性技術者が現場という建設業の最前線で働くことが現実的な選択肢となるよう、引き続き各種施策の推進をお願いします。

図 7-1

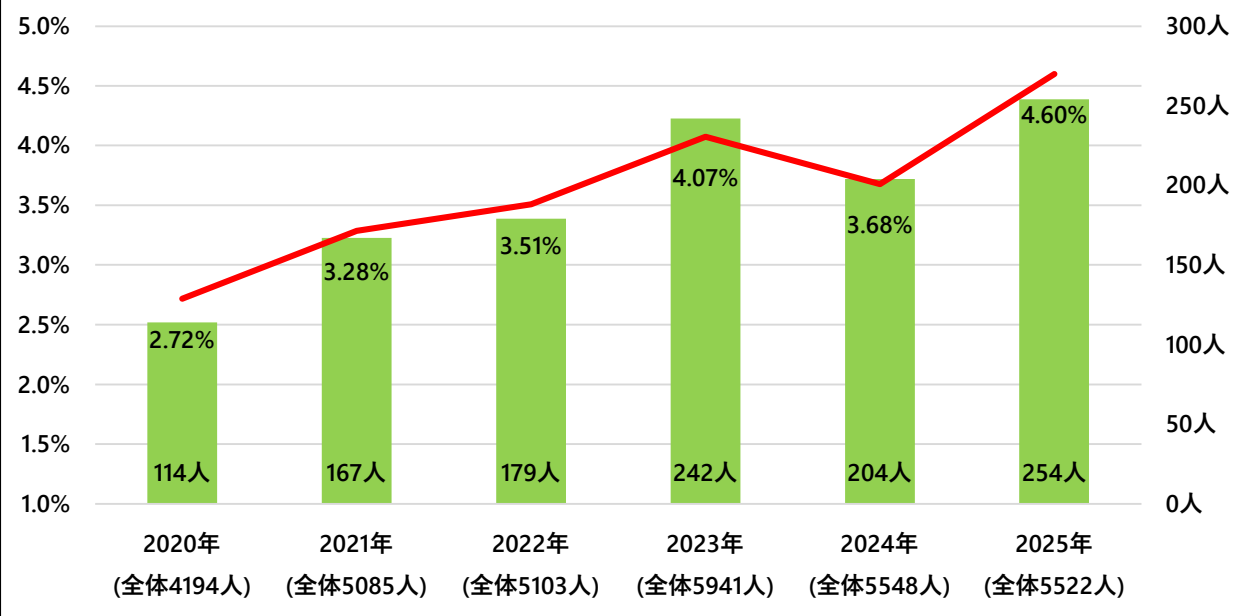
各産業における女性従事者

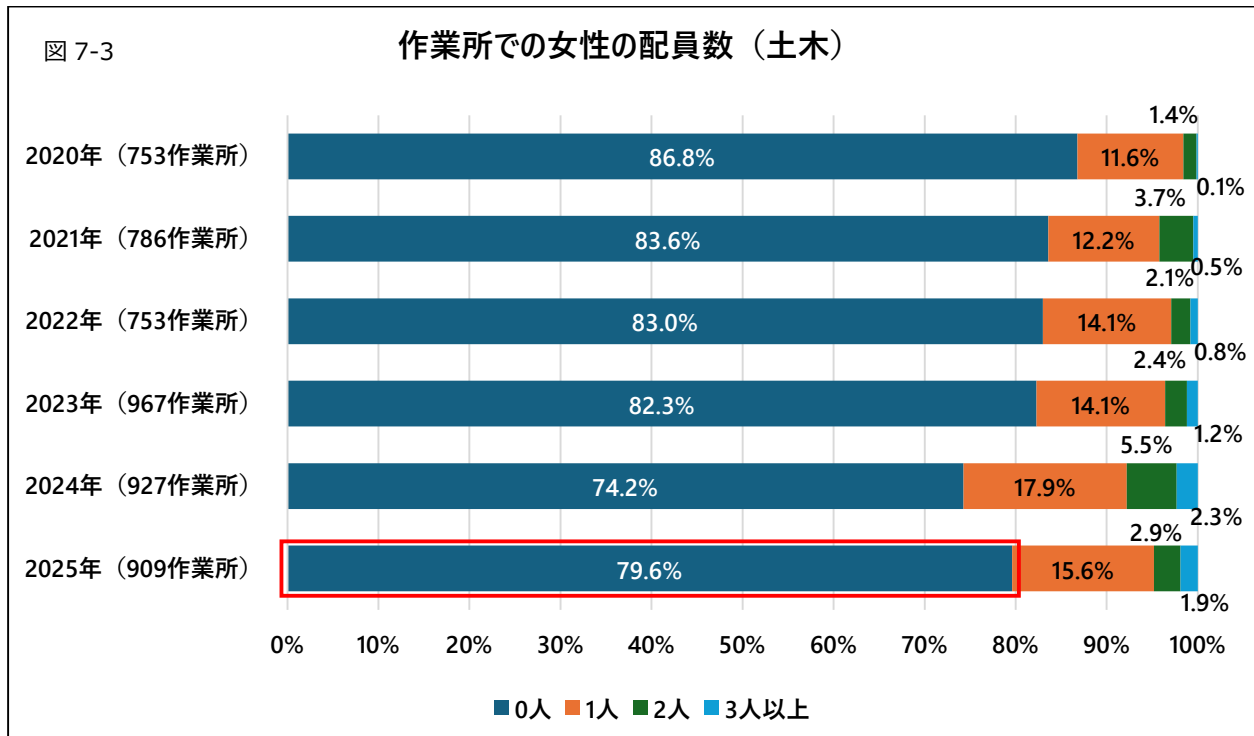


出典：総務省「労働力調査」(2025年調査)

図7-2

作業所に配員されている女性技術者の比率（土木）





【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・女性の雇用を促進したい場合には、出産や育児を考慮して、長期の休暇取得が可能な職場にする事が大切であり、資格取得に対しても経験年数の見直しなどに配慮が必要になると考える。

（国土交通省 / 港湾 / 30～34歳）

- ・継続的な外国人実習生や女性の受入の為に、建設業の魅力を伝える活動が必要と感じる。また、ICT、AIも急速的に開発・導入されている為、それらをアピール材料としての担い手確保活動を積極的に行う必要があると感じる。

（地方自治体 / 文化・教育施設 / 40歳～44歳）

【提言 8】 単身赴任者の帰宅旅費の非課税化にむけて

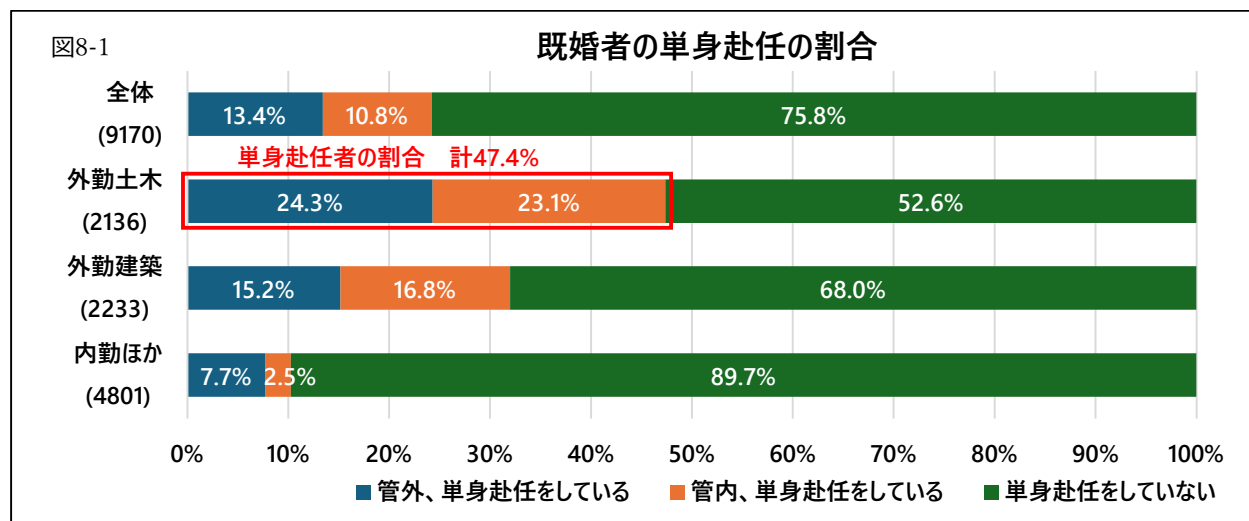
・国土の守り手として、業務遂行のため単身赴任をしている組合員の処遇改善にむけて、所轄官庁として帰宅旅費非課税化にむけて力添えをお願いします。

※昨年度より継続要望

日建協加盟組合員を対象にした調査によると、外勤土木職・既婚者のうち、47.4%が単身赴任をしています（図 8-1）。建設業は現地一品生産という特性上、ダムやトンネル工事など家族帯同で赴任できない遠隔地の作業所に従事する場合があります。多くの工事では、監理技術者の有資格者及び同種工事の実務経験者を専任で配置する必要があり、要件に該当する技術者を単身赴任で配置せざるを得ない状況にあります。単身赴任者の帰宅旅費が課税対象である件については、2025 年 2 月 12 日の通常国会の財務金融委員会でも取り上げられました。多くの企業で単身赴任先から自宅に帰るための帰宅旅費を回数の上限を設けて支給していますが、実費弁償の性格を有しながら、出張旅費や通勤費とは異なり、業務遂行のためにもかかわらず給与所得として所得税及び地方税の課税対象となっています。そのため、単身赴任をしている組合員からは「帰宅旅費が課税対象のため、税負担が増え、実質収入が減り、家計の負担が大きい」「単身赴任先が遠いほど実収入が目減りするの是不公平である」などという声が多く聞かれます。

近年の激甚化する災害のなかで、家族同伴が叶わないような厳しい環境の中でも、日本の国土の守り手やエッセンシャルワーカーとして、インフラ整備の最前線で働く同僚を誇りに思っております。一方で、家族と会うために会社から支払われる交通費が課税所得となり、遠く厳しい環境で働けば働くほど、手元に残る給料が減少してしまう本制度に大きな不満と不公平感を感じております。月単位での週休 2 日工事などの施策の充実に伴い、作業所においても週休 2 日の取得が進んでおり、帰宅旅費の支給回数を月に 2 回までから 3 回、4 回までと引き上げる企業も増えてきました。しかしながら、帰宅旅費支給に伴い、所得税、住民税の税負担増加が組合員の生活を圧迫するため、休日は家族と貴重な時間を過ごしたいと思っても帰宅を躊躇・断念する者もいます。

休日の質の向上、担い手の確保、ひいては建設業の魅力向上の観点からも、安心して家族のもとへ帰ることができるように、帰宅旅費の非課税化についてご理解とお力添えをお願いします。



出典：日建協「2025 年時短アンケート」

【組合員の声】 日建協「2025年時短アンケート」より

- ・業務遂行上の必要性から家族と離れ、二重生活を余儀なくされている中で支給される帰宅旅費が、課税対象となっていることに強い不公平感を感じる。これは単なる個人の利益ではなく、業務上の必要経費としての性質が強い手当であるはず。課税によって手取り額が減少し、家計を圧迫している現状では、経済的な負担を考慮して帰宅を躊躇してしまうことも少なくありません。家族の絆を維持するための帰宅が、税負担によって阻害されている現状を改善し、非課税化を含めた負担軽減を強く求めます。
- ・帰省旅費が増えた分、見掛けの年収が増加し、控除や手当の対象外となる場合があるが、実際は、帰省旅費分は生活費には充てられず、単身赴任者は単純に負担増、手取り減となっている。加えて、二重生活による生活費の増加も大きく単身赴任手当では埋められていないのが実情。単身赴任者が、家族同居者より経済的負担が大きいのは不満。妻がワンオペ育児状態なので、せめて毎週帰省できるよう、国や会社の制度改定を強く望む。
- ・土木工事従事者は、利便性のいい場所での就業が少なく、諸制度の規定を改定すべきではないか。特に育児期間中の妻子を持つ社員に対して、単身赴任期間について考慮すべきと考える。官庁工事について、監理技術者要件の緩和等で、一定期間育児休暇を取得できるような対応を可能とすべきだし、女子従事者に対する緩和については、諸官庁レベルでまず議論すべきだと考える。
- ・子の進学等への配慮から、単身赴任を余儀なくさせられている。帰宅旅費により年収が増えてしまい国からの各種補助対象（学費・医療費等）から外れるケースがある。帰宅旅費は、手当（所得）ではなく立替交通費として扱われるべきだと思う。
- ・夫婦共働きで、配偶者の職場環境のため単身赴任をしている。生活出費は増えて支給される手当では補填できていない。当社は帰省旅費を実費精算としていることで所得税だけ上がり、実質的な手取りは減少して、金銭面では何のメリットもない。単身赴任は、自身の成長のためという「やりがい」しかすぐるところが無いため、建設業従事者の担い手確保や魅力向上にもつながらない。

参考データ

- 2025年土木作業所アンケート
- 2025年建築作業所アンケート
調査対象：日建協加盟組合企業の作業所
回 答 数：土木 913 作業所（うち国交省発注 159 作業所）
 建築 744 作業所（うち国交省発注 8 作業所）
調査対象期間：2025年 9月 1日～2025年 9月 30日
調査実施期間：2025年 10月 31日～2025年 12月 6日

- 2025時短アンケート
調査対象：日建協加盟組合員
回 答 数：18,134人
調査時期：2025年 11月